

平成23年度経営計画について

3月25日開催の第186回理事会及び役員会にて「平成23年度経営計画」を承認しました。
大分県信用保証協会は、公的機関として経営の透明性を一層向上させるために、「年度経営計画」を公表しています。

1. 保証承諾等主要計画

項目	金額
保証承諾	90,000 百万円
保証債務残高	200,000 百万円
代位弁済	4,000 百万円
回収	900 百万円

2. 業務運営方針

当協会は、中小企業の実情に応じて緊急保証、借換保証を積極的に推進し、保証条件の変更にも柔軟に対応してきましたが、このことは、代位弁済の発生が後年度に先送りされているとも考えられます。しかし、この度の震災の直接あるいは間接の影響により、今後は倒産による代位弁済の増加が懸念されます。このため当協会は、中小企業金融の円滑化を図ることを第一義として、経営基盤の確立に努めるとともに、「顔の見える保証協会」をめざし次の運営方針を定めます。

- ①緊急保証終了後においても、この度の震災等の影響を考慮し中小企業金融の円滑化を図るため、全業種が対象となったセーフティネット保証（5号）や100%保証の小口零細企業保証制度をはじめとする各種政策保証を積極的に推進するとともに、中小企業の現地調査、金融相談会、専門家派遣などによる相談業務の多様化を図り、サービスを強化することにより中小企業を支援します。
- ②経営改善や再生に努力する中小企業を支援します。また、金融機関との連携を強化し延滞債権への早期着手など、期中支援を強化します。
- ③代位弁済後の早期調査や金融機関との連携による求償権の実態把握を行い、早期回収に努めます。また、保証協会サービサーを積極的に活用することにより回収の最大化・効率化を図ります。
- ④多様化する中小企業のニーズや信用力を発掘し、金融業務の高度化、複雑化に対応できる職員を育成します。
- ⑤今後予想される地震、新型インフルエンザ、コンプライアンス、反社会的勢力、電算システムなどの当協会が抱える様々な危機・リスクに対して危機管理体制を強化し、適切な業務運営を行います。

(1) 政策保証の推進

セーフティネット保証（5号）や、100%保証の小口零細企業保証制度をはじめとする国及び地方の各種政策保証を積極的に推進し、将来に向けて前向きに事業を展開する中小企業を支援します。また、金融円滑化法が延長されたことから、金融機関と連携して中小企業の経営改善に努め、柔軟に条件変更（返済条件緩和等）を行い、その実効性を高めます。更に、借換保証や流動資産担保融資保証などの各種政策保証のメリットを説明し、企業の実態に即した保証制度を提案することにより積極的に利用の推進を行います。

(2) 経営支援機能の強化

商工会議所への出張金融相談会、中小企業診断士による経営相談、専門家派遣などの相談業務の充実を図ります。また、大口保証先に対する保証後のモニタリングにより継続的な経営支援を行います。

(3) 保証審査の適正化・効率化

中小企業の現地調査や金融機関担当者との情報交換により、中小企業の実態把握を行います。また、金融機関本部へ保証業況の説明、定期的な保証担当者の支店訪問、金融機関との相談会の実施などにより金融機関と密接な連携を図り、適正で効率的な審査を行います。

(4) 利用企業者数の増加

当協会独自の保証制度や小口零細企業保証、創業に係る保証を推進し利用企業者数の増加を図ります。また、金融機関、商工団体との連携強化や関係機関主催の勉強会、セミナーへの講師派遣を行い、協会を利用した場合の利便性や優位性を説明し、未利用企業の保証の利用推進を図ります。

(5) 職員の目利き能力の向上

現地調査にベテラン職員が帯同して指導するOJTや事例研究によるOFF-JTにより、中小企業の問題点の把握や将来性的な判断ができる職員の養成に努めます。

(6) 反社会的勢力等に係わる情報交換体制の強化

大分県警、金融機関暴力対策連絡協議会に加え、関係機関との連携強化のため、情報の収集・交換を引き続き行います。

(7) 金融機関との連携強化による期中管理の徹底

金融機関との連携を密にし、中小企業の早期実態把握に努め、条件変更などの調整を迅速に行うことで期中管理の徹底を図ります。また、金融機関との勉強会や研修会への講師派遣を行い、効果的かつスムーズな調整を行えるよう期中管理手続きの周知徹底を図ります。

(8) 期中管理の早期着手による業務の効率化

延滞1ヶ月以上の中小企業をリストアップし早期実態把握を図ることで、期中管理の早期着手に努めます。

(9) 事業再生支援の充実

大分県中小企業再生支援協議会・大分ベンチャーキャピタル株式会社との情報交換等による連携の強化により、事業再生支援の充実を図ります。

(10) 回収の最大化・効率化

求償権の早期実態把握を行い、迅速に回収に着手することで回収の最大化・効率化に努めます。

(11) 職員の専門知識の向上

若手職員にとって交渉が困難な案件や再生案件については、ベテラン職員を帯同させることや部内での検討会を開催することでOJTを積極的に行うとともに、弁護士等の専門家を講師とした研修会の開催などOFF-JTの充実を図り、職員のスキルアップに繋がります。

(12) 求償権回収強化に向けた保証協会サービサーの一層の活用促進

無担保や第三者保証人のいない回収困難な求償権の増加に対応し、回収委託を担保のある一部求償権にまで拡大するなど、保証協会サービサーの一層の活用促進を図ります。

(13) 危機管理体制の確立

危機管理担当を新設し、これまでのコンプライアンス等への取組みに加えて、事前のリスク管理や災害時の事業継続計画（BCP）を包含した危機管理計画を策定します。また、危機管理計画に添った各種研修及び実施訓練を行います。

(14) 人材確保及び人材育成の充実

今後退職が見込まれる職員の補充を行うため、広く職員募集を行い、有能な人材確保に努めます。また、人材育成担当を新設し、人材育成の充実強化を図ります。

(15) 職場環境の改善

安全で快適な事務所環境への改善を行います。また、職員の健康管理の充実に努めます。

(16) 次期システムの検討

システムの安全性と信頼性を確保し、様々な顧客サービス、情報提供、効率化を行うために、次期システムのあり方について検討を行います。

(17) システム事故防止対策の強化

ヒューマンエラー、システムエラーから発生するシステム事故を未然に防ぐために、人的検証を強化するとともに検証専用システムの見直しを行い、システムの信頼性を高めます。

(18) 諸制度改正に対するシステム対応

株式会社日本政策金融公庫への責任共有負担金の還流や通知書のデータ伝送化等が予定されており、これらに正確に対応できるようにシステム変更を行います。

(19) 信用保証協会を取り巻く環境変化への対応

信用補完制度の持続可能性向上に向けた検討課題が実施された場合の当協会に及ぼす影響の分析と対策を検討します。また、国及び地方の施策に即応した保証制度、中小企業のニーズ、金融機関のニーズに合致した保証制度の開発を行います。

(20) 金融機関との適切な責任共有制度への取組と整備

金融機関との各種会議において責任共有制度の説明を行い、責任共有制度のスムーズな運営を行います。

(21) 広報の充実

ホームページ、機関誌、ディスクロージャー誌について、わかりやすい表現と内容の充実に努めます。